

# とやま中央会 FAX 情報

2019. 7. 16 発行 No.563

## 2019 中小企業採用セミナー開催のご案内

— 富山県 —

人口減少・少子高齢化といった地域課題や若者の東京一極集中などにより、人手不足など、企業を取り巻く環境は、一層厳しくなっています。

このようなことから、富山県では中小企業採用セミナーを開催します。大きく変化している企業の採用活動を研究し、採用革新に向けて学び、考えるため、採用学の第一人者である神戸大学准教授の服部泰宏氏にご講演いただきます。

自社の魅力向上を図り、人材確保につなげるよい機会となりますので、ぜひご参加ください。

### 1. 対象・定員

県内中小企業の経営者、人事採用担当者  
定員 70 名（先着順）

### 2. 内容

講師は神戸大学大学院経営学研究科准教授  
服部泰弘先生です。

#### (1) 講演 1

演題：「採用に関する能力、特性要件の考え方」

日時：8月8日（木）14時～16時15分

会場：富山県民会館 611 号室

（富山市新総曲輪 4-18）

#### (2) 講演 2

演題：「ジョブ理論に基づいた採用」

日時：9月12日（木）14時～16時15分

会場：富山県民会館 611 号室

#### (3) 講演 3

演題：「採用のための体制づくり」

日時：10月10日（木）14時～16時15分

会場：富山県農協会館 801 号室

（富山市新総曲輪 2-21）

※各回 90 分の講演後に 30 分のワークショップ  
を予定しています。

※各講演は独立した内容であり、ご関心のある  
講演のみのご参加も可能です。

### 3. 受講料 無料

### 4. 主催

富山県（商工労働部労働政策課）、富山大学

### 5. 申込締切 令和元年7月29日（月）

### 6. お申込み・お問い合わせ先

株式会社チューリップテレビ営業局内事務局  
（事業運営主体）

TEL. 076-433-6200

FAX. 076-433-7808

下記URLより「案内チラシ」をダウンロード  
いただき、FAXにてお申込みいただくか、  
オンラインエントリーフォームからお申込みく  
ださい。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1303/kj0020626.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1303/kj0020626.html)

◇ 平成 30 年度第 2 次補正予算 事業承継補助金を公募しています

中小企業庁では、事業承継補助金を公募しています。事業承継、事業再編・事業統合をきっかけとした中小企業者等による経営革新や事業転換への挑戦を応援する「事業承継補助金」について、以下の通り 2 次公募を開始します。事業の活性化に是非ご活用ください。

1. 補助対象者・補助率・補助上限額

【後継者承継支援型】

以下の (1)、(2)、(3) を満たす者です。

- (1) 2016 年 4 月 1 日から、補助事業期間完了日 (最長 2019 年 12 月 31 日) までの間に事業承継 (代表者の交代) を行った又は行うこと。
- (2) 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業者等であること。
- (3) 経営革新や事業転換などの新たな取り組みを行うこと。

補助率	2/3 以内※1	1/2 以内
補助上限額	200 万円	150 万円
上乗せ額※2	+300 万円	+225 万円

※1 小規模事業者・従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主の場合。

※2 事業所や既存事業の廃止等の事業整理 (事業転換) を伴う場合補助額を上乗せします。

【事業再編・事業統合支援型】

- (1) 2016 年 4 月 1 日から、補助事業期間完了日 (最長 2019 年 12 月 31 日) までの間に事業再編・事業統合を行った又は行うこと。
- (2) 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業者であること。
- (3) 経営革新や事業転換などの新たな取り組み

を行うこと。

補助率	2/3 以内※1	1/2 以内
補助上限額	600 万円	450 万円
上乗せ額※2	+600 万円	+450 万円

※1、※2 は「後継者承継支援型」と同様です。

2. 公募期間

令和元年 7 月 5 日 (金) ~ 7 月 26 日 (金)

3. 補助対象経費

人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費

(事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合) 廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、現状回復費 ※「事業再編・事業統合支援型」のみ移転・移設費も含まれます。

4. お問い合わせ先

平成 30 年度第 2 次補正 事業承継補助金事務局

TEL. 03-6264-2684

お問い合わせ時間: 10時~12時

13時~17時

土日祝を除く

<https://www.shokei-hojo.jp/>

◇ 第 6 次産業化プランナーを募集しています

富山県 (富山 6 次産業化サポートセンター) では、富山県内の農林漁業者等に対し 6 次産業化についての助言や支援をいただく 6 次産業化プランナーを以下のとおり募集しています。

1. 応募要件 富山県もしくは近隣県に居住しており、専門分野に関して高度な知見を有している者 等

---

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

## 2. 業務内容

- (1) 6次産業化に取り組む意欲のある農林漁業者の発掘
- (2) 6次産業化に取り組む農林漁業者の個別相談
- (3) 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の策定や認定後の支援
- (4) 相談者カルテの作成
- (5) 県、市町村等が主催する研修会等の講師

## 3. 募集締切 令和元年7月31日(水)

17時15分必着

## 4. 応募方法

下記URLより登録申請書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、富山県農林水産部農村振興課まで持参又は郵送にてご提出ください。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1605/kj00019012.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1605/kj00019012.html)

## 5. お申込み・お問い合わせ先

富山県農林水産部農村振興課農村活性化係  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL. 076-444-3381

## ◇ パワーハラスメント対策が事業主の義務になります

労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。あわせて、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正により、セクシャルハラスメント等の防止対策も強化されます。

### 1. 改正点

- (1) パワーハラスメント対策の法制化
  - ・職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務になります。
  - ・パワーハラスメントに関する紛争が生じた

場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務となります。  
(改正法は令和元年6月5日に公布)

(2) セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

・セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の義務が明確化されます。

(パワハラ、いわゆるマタハラも同様)

・事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます。

・事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます。

・調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大されます。

※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

### 2. お問い合わせ先

富山労働局 雇用環境・均等室  
TEL. 076-432-2740

## ◇ 同一労働同一賃金「特別相談窓口」を開設しています

富山労働局は、パートタイム・有期雇用労働法の内容の周知徹底と円滑な施行に向けてパートタイム労働者や有期雇用労働者の方を対象として、特別相談窓口を設置し、同じ企業で働く正社員と待遇差等に関するご相談を受け付けます。

## 1. 相談窓口

所在地：富山市神通本町 1-5-5

富山労働総合庁舎 4階

受付時間：8時30分～17時15分

電話番号：076-432-2740

## 2. 相談内容（例）

- ・パートタイム労働者、有期雇用労働者からの「パートタイム・有期雇用労働法」の内容についての相談
- ・勤務先の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の、不合理な待遇差に関する相談等

## 3. お問い合わせ先

富山労働局 雇用環境・均等室

TEL. 076-432-2740

## ◇ 令和元年度「元気とやま！働き方改革推進運動」参加事業所を募集しています

富山県では、県内の企業における働き方改革の取組みを推進するため、「働き方改革推進運動」に参加する事業所を募集しています。この機会に、自社の働き方改革に重点的に取り組み、社員一人ひとりにとって、働きやすく魅力ある職場をつくりませんか？積極的なご応募をお待ちしております。

### 1. 応募対象

働き方改革に取り組んでいる、または取り組む意欲のある富山県内の企業、団体、事業所、自治体等

※支社、支店等の事業所単位でもご応募いただけます。

2. 募集期間 令和元年7月31日（水）まで  
8月1日以降も随時申込を受付。

3. 取組期間 令和元年10月末まで

### 4. 応募方法

下記URLよりチラシ裏（申込書）をダウンロードいただき、取組宣言書に必要な事項をご記入の上、郵送・FAX又は電子メールにてお送りください。

### 5. 取組み実績の報告

取組期間終了後に、取組状況及び取組実績をご報告いただきます。報告書様式は10月下旬に発送します。県のホームページからもダウンロードいただけます。（予定）

### 6. 応募者特典

- ・運動に参加する事業所を県ホームページで紹介します。
- ・優れた取組みを行った事業所を「富山県働き方改革推進企業」として顕彰し、県の広報媒体を使って広く紹介します。
- ・県主催や労働局との共催で開催する合同就職説明会等に優先的にご参加いただけます。

### 7. お申込み・お問い合わせ先

富山県総合政策局 少子化対策・県民活躍課  
女性活躍・働き方改革推進班

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL. 076-444-3137

FAX. 076-444-3479

E-Mail: ashoshikataisaku@pref.toyama.lg.jp



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階  
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835